

会 議 録

会議の名称	令和8年度第2回川越市上下水道事業経営審議会
開催日時	令和8年8月3日(月)午後2時00分開会・午後4時00分閉会
開催場所	川越市役所本庁舎7階 第1・第5委員会室
議長(会長) 氏名 *敬称略	議長:山崎 宏史(会長)
出席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	山崎 宏史(会長)、長岡 千晶(副会長) 中野 敏浩、小高 浩行、柿田 有一、高橋 剛、桐野 忠、小ノ澤 哲也、 吉野 郁恵、平賀 隆、宮岡 寛、相田 英一、山口 陽子、田中 誠、 菅間 和範、横山 三枝子、佐久間 佳枝、正木 一弘 の各委員(18名)
欠席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	なし
事務局職員 氏名(職名)	内田 真(上下水道局長) 【財務課】 馬橋 洋(課長)、内田 拓亨(副課長)、佐藤 和明(副主幹)、 天沼 健太(主任) 【給水サービス課】 神立 寛司(課長) 【事業計画課】 眞野 和幸(上下水道局副局長兼課長)、田中 能彰(副課長)、 小柏 尚己(副主幹) 【水道工務課】 新井 賢一(上下水道局参事兼課長) 【下水道課】 西村 雅喜(上下水道局参事兼課長) 【上下水道管理センター】 小嶋 裕(所長) 【総務企画課】 米山 隆(上下水道局副局長兼課長)、嶋村 典子(副課長)、 高田 英明(副主幹)、高橋 真紀(主査)、佐々木 亮(主査)、金井 拓実(主任)
傍聴人(人数)	2名

会議次第	別紙のとおり
配付資料	(事前配付資料) ○会議次第 ○資料 1 公営企業の概要と経営戦略について【修正】 ○資料 2 県水と自己水について ○資料 3 減価償却費等の計上方法及び推移について ○資料 4 県内市及び中核市の動向 ○資料 5 水道料金改定案について ○資料 6 10・20・30 m³使用時の料金比較 ○参考資料 1 第 1 回質問への回答 (当日配付資料) ○資料 6－2 20・40・60 m³使用時の料金比較 ○参考資料 2 一般家庭における水道の使用状況について(令和 7 年度) ○川越市上下水道事業経営審議会名簿 ○令和 8 年度第 1 回川越市上下水道事業経営審議会の会議録の確認について ○令和 8 年度第 3 回川越市上下水道事業経営審議会の開催について

議事の経過	
発言者	議題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
	1 開会 【会議成立の確認】 委員 18 名全員が出席しており、出席者が過半数に達しているため、川越市上下水道事業経営審議会条例第 5 条第 2 項に基づき、会議が成立している旨の報告がなされた。 【委員紹介】 宮岡委員、山口委員、正木委員の紹介が行われた。 【上下水道局長挨拶】 熊本地震に伴う給水活動支援について報告があった。関東地方支部へ給水車 10 台の派遣要請があり、埼玉県からはさいたま市の 2 台が派遣された。川越市においても、要請があった際に即応できるよう準備を進めている旨が共有された。 【傍聴希望者の確認】 議長から傍聴希望者の有無について確認が行われ、2 名の傍聴希望者に入室の許可がなされた。 2 議題 (1) 水道料金の改定について (1) - 1 公営企業の概要と経営戦略について【修正】
事務局	資料 1 に基づき説明
会長	資料 1 は、前回資料の公共下水道事業のグラフ誤りを修正し、併せて水道事業の説明を再度行うものということでよいか。以降の議論でも触れる機会があるため、その際に適宜意見をいただきたい。 (1) - 2 県水と自己水について
事務局	資料 2 に基づき説明
委員	地盤沈下等の懸念があるため、汲み上げは県からの割り当て制限があったとのことだが、川越市上下水道局としては地盤沈下についてどのように観測・把握されているのか。また、実際に地盤沈下は起きているのか。市独自での測定や把握は行っているのか。

事務局	埼玉県が地下水の取水量を割り当てる際に、地盤沈下の状況も考慮して割当制限を設定している。現在埼玉県がインターネット等で公表している情報によれば、川越市を含む県西部地域においては地盤沈下の影響はかなり少なくなり、安定している状況である。 川越市上下水道局では独自に地盤沈下の測定は実施しておらず、埼玉県が一括して測定・管理しているデータに基づき、地盤沈下はしていないと認識している。
委員	「地盤沈下はない」との認識について、県の説明の根拠が不透明である。所沢市などでは観測地点が明確に定まっており、地盤沈下が毎年何センチメートル起きているといったデータがある。
副会長	地下水に水質異常が発生した場合、市には沈殿池やろ過池などを有する大規模な浄水処理施設がないため、配水できなくなるという認識でよいのか。また、過去に使用していた浄水施設を再稼働させる可能性はあるのか。
事務局	現在41本の井戸がある。そのうち5本が停止しているが、2本については機器の異常と漏水によるもので、残る3本については色度や濁度といった水質異常により停止しているものである。今後の対応となるが、水質異常があったとしても、各浄水場において県水等で薄めて配水できる基準を満たせるものもあるので、その点を工夫して配水したいと考えている。
副会長	川越市としては、一般的な浄水処理（濁度や色度の除去など）を行う施設の能力が現在なく、それを行おうとすれば浄水場を新設・作り替えなければならないということか。
事務局	おっしゃる通り、現在市が保有している浄水処理施設は、主に塩素を注入する設備で運用している。過去に使用していた浄水処理施設を休止して保有しているといった状況もない。 異常時は県水とブレンドして配水基準を満たせる水量が最大値となり、現状その上限に近づいている状況である。
	（１）－３ 減価償却費等の計上方法及び推移について
事務局	資料３に基づき説明
委員	令和８年度に予定されている１億５,０００万円の撤去費（平塚橋の管）について、詳細を教えてほしい。

事務局	漏水が発生したためここ数年使用していなかった。管の長さは約 200m、口径 200mm の太い管である。約 50 年以上前、県水受水前に井戸水を使用していた時代の施設だが、現在の運用の見直しにより撤去しても市内配水に支障がないため、撤去を計画している。
委員	老朽化対策による建設改良費の増加や、それに伴う減価償却費の上昇については理解・納得した。一方で、今後は自己水源に全面的に頼っていた時代の施設能力をフル活用することはないと思われる。今後老朽化が進む中で、現在保有している規模の資産をそのまま維持・更新するのか、それとも統廃合を進めるのか、将来にわたる施設のあり方についての考え方を伺いたい。 以前県の資料で各自治体の施設処理能力の一覧表を確認した際、平成 29 年頃に本市の施設処理能力が下がっており、実態に合わせて修正された経緯があると伺った。今後も施設能力や減価償却費の推移を注視する必要がある。近隣自治体との比較の際にも数値の妥当性を確認し、施設規模が適正かどうかも見極めた上で、維持管理や設備更新の方針を整理していただくようお願いしたい。
事務局	給水人口の減少や地区ごとの受水状況を踏まえ、ブロック化やダウンサイジングといった施設規模の適正化・効率化は経営上の課題と認識している。一方で、災害等が発生した際には、各浄水場等の施設が給水拠点としての役割を担うことになる。そのため、現時点で具体的な方向性を明確にお答えすることは難しいが、経営面からの効率化と防災面からの拠点機能維持の両面から協議・検討を重ね、今後の方向性を定めていきたいと考えている。
委員	お話の通り両面があると考える。熊本地震の例にもあるように、災害時の対応拠点として一定の施設維持は不可欠である。まずは平時と災害時の運用両立について検討をお願いしたい。 一方で、現行の需要に対して資産規模が大きく、減価償却費の増大が水道料金に跳ね返っている側面もある。どこまでが市民の許容範囲かを見極めることが重要である。埼玉県は過去に大きな水需要を予測してダム建設等を行った経緯があり、県水の単価が高い傾向にある。将来の水需要、安全マージン、災害対応を考慮した「適正な施設規模」を明確に示してほしい。予測可能な範囲で計画を立て、市民との合意形成を進めていただくようお願いしたい。
会長	こうした議論を踏まえ、上下水道ビジョンや経営戦略において長期目標をしっかりと定めていくことが本審議会の役割であると認識している。

	(1) - 4 県内市及び中核市の動向、水道料金改定案について
事務局	資料 4 ～ 6、資料 6 - 2、参考資料 2 に基づき説明
委員	地下水取水量の上限 1 万 7,700 m³に対し、実取水量を 1 万 5,500 m³に抑えている理由（設備点検・周辺環境への配慮）の具体的内容と、36 箇所の井戸の稼働率、コスト面で有利と考えられる上限までの取水を行わない理由を伺いたい。また、停止中 5 箇所の井戸の復旧予定はあるか。
事務局	設備の点検については、定期的にポンプ等の点検を行っている。また、24 時間連続で稼働させるとポンプ等に多大な負荷がかかるため、適宜休ませながら運用している。周辺環境への配慮については、夜間の稼働に伴う騒音等の問題があるため、連続稼働が困難な状況である。停止中の 5 箇所は、水質改善や修繕完了後に順次運用を再開する。 上限である 1 万 7,700 m³まで汲み上げない理由は、川越市の配水網が県水に依存する構造となっており、井戸水は各浄水場のバックアップとして運用していること、また、浄水した水を貯留する配水池の容量の関係上、適正な運用量が 1 万 5,500 m³であると判断しているためである。 各井戸については常時 100%稼働しているわけではなくローテーション運用を行っているため、個々の井戸の正確な稼働率については現時点で数値を持ち合わせていない。
委員	下水道使用料の値上げが決定した際、市民の方々からの反響はどのようなものであったか。
事務局	電話やメール等で問い合わせをいただいている。内容は「時期・理由・改定額」といった基本事項や、改定理由の詳細説明を求めるものが中心である。本年 5 月～6 月の検針時に使用料改定のお知らせを配布した際、多くの問い合わせをいただいた。事業者への直接訪問等では一定の理解を得られる場合もあるが、一般家庭においては試算後の具体的な負担増により、平均改定率の印象以上の負担感から厳しい意見が多く寄せられている。
委員	私の周囲でも、料金改定の事実を知らない方がまだ多くいらっしゃる。市民への周知が不足しており急激な値上げとの印象を受ける。公共性の高い事業である以上、市民の理解を得ることが大前提である。段階的引き上げなど、負担増を緩和する工夫の余地はないか。
事務局	周知への取り組みについては、3 月議決後、まず局長等と共に排出量の多い企業や商工会議所、各団体等を直接訪問し、値上げの背景等について

	ご説明をさせていただいた。工業会等に対しても同様の周知を行っている。一般市民の皆様に対しては、市ホームページ、SNS、川越シャトルのデジタルサイネージ等でお知らせしたほか、各家庭の検針時には検針票と共に使用料改定のお知らせを同封し、「上下水道局だより」の臨時号も発行・配布した。可能な限りの周知活動を行ってきたが、今後も引き続きご理解を得られるよう、周知を継続していく。
事務局	改定率についての見直しの余地について、今回の改定案は今後の建設改良費（更新費用）の増加と、県水の料金改定による影響という2つの大きな要因に基づいて算出している。資料3で示した通り、令和8年度予算以降、建設改良費が大きく増加し、年間約55億円規模の費用が必要になると見込んでいる。もし改定率や実施方法を見直すとするならば、例えば建設改良のペースを若干緩やかにし、その分を修繕費用等に回すといった運用方法の検討が考えられる。これまで年間20億から25億円規模であった建設改良費を今後倍増させていく計画となっているが、このペースを調整することで改定の急激な上昇を抑える方法がないか、現在庁内で検討を行っているところである。
委員	まだ工夫の余地があるという理解でよい。その場合、具体的なシミュレーションや代替案を示した資料を提出していただくことは可能か。
事務局	現時点では具体的な数値等を示す段階に至っていないが、今後の建設改良費の規模をどの程度に設定すれば事業が継続可能か、次回の審議会までに数値的な提案をさせていただければと考えている。また、近年導入した人工衛星を活用した漏水調査技術などを駆使し、より効率的・集中的に更新箇所を選定することで更新ペースを調整できる可能性もある。そうした点も踏まえ、改定率についても併せて次回示したいと考えている。
会長	市民への周知についてはこれまで市として可能な限り取り組んできたこと、そして水道料金の改定については経営戦略の中で時期や改定率の目安を示しているものの、この審議会において段階的な引き上げなど実施方法も含めて改めて議論していただきたい。
委員	私が所属する議会の会派において、昨年12月に市民アンケートを実施した。市内へ10万枚のチラシを配布し、1,572件の回答をいただいた。上下水道料金の値上げについての質問では、「維持更新のため値上げはやむを得ない」が44%、「値上げに反対」が52%という結果だった。他の値上げに関する質問と比較しても、老朽化対策への理解からか「やむを得ない」という意見が比較的多く見られたが、低所得者層からは負担増に対する厳しい声もあり、賛否が拮抗しているのが実態である。このアン

	ケート結果も議論の参考にさせていただければと思う。
副会長	周知活動について、私たちが所属する団体等でも、市の担当者から直接現状を説明してほしいという要望があった場合、対応していただくことは可能か。審議会の委員はそれぞれ市民への影響力を持っている方も多いため、そうした場を設けることが可能かお伺いしたい。 また、資料４の他市や中核市の動向グラフは非常に分かりやすくまとめられていると感じた。川越市の水道料金は比較的安価な水準にあることが分かり、もう少し値上げしても理解を得やすいのではないかと個人的には感じた。また、春日部市や東松山市のように２段階で改定を行っている事例があることも参考になった。選択肢がゼロではない以上、川越市においても市民の理解を得ながら、どのような改定方法が最適かをこの審議会で検討していくことは有意義であると思う。
事務局	各団体等への説明については、議会での議決前に確定的なことをお伝えするのは難しいものの、「現在このような議論を行っている」「経営戦略に基づき今後改定の議論を進める予定である」といった現状や今後の見通しについてご説明することは可能かと考えている。実際に企業訪問の際にも、経営戦略の概要版を用いて今後の予定について説明を実施した。必要があれば、現時点での見通し等についてご説明の場を設けることは可能であると考えている。また、下水道使用料の改定にあたっては、オンライン形式（録画形式）での説明会等も検討しており、そうした手段も通じて皆様への周知を図っていきたいと考えている。
事務局	段階的な見直しについて補足すると、他市の事例として春日部市や東松山市があったが、本市の経営戦略においては令和９年度と令和１４年度に見直しを予定しており、それぞれ４５％、１５％の改定率を見込んでいる。この算定期間や改定率の配分を見直すことも、検討の余地がある部分かと認識している。
委員	資料６－２と参考資料２について、水道料金と下水道使用料が併記されているが、これは同じ使用水量であることを前提としているのか。
事務局	おっしゃる通り、同じ使用水量であることを前提としている。浄化槽等を利用しており下水道を使用されていない方については、下水道使用料は発生しないが、市民の約８割が下水道に接続されているので、同じ水量を使用・排出するという前提で資料を作成している。
委員	パーセンテージで「何％上がる」と示されると、その数字だけが一人歩きして強い抵抗感を生む可能性がある。今回作成いただいた資料のように

	「実際の金額としていくら負担が増えるのか」を具体的に提示していただいた方が、利用者の立場からは理解しやすいと感じた。
委員	資料４のアンケート調査について、回答率も高く大変参考になる。具体的にどのような項目を質問したのか、その全体像が知りたいと感じた。例えば、決算状況や地下水依存率など、各自治体の経営状況が料金にどのように影響しているのかも気になる。可能であれば、アンケートの設問項目と回答をまとめた資料をご提供いただけないか。
事務局	アンケートの設問内容については、平均改定率等の他に、料金の算定方法、審議会での答申と議決結果、議決から施行までの周知期間と方法、経営戦略との整合性、減免措置の対象等について質問した。まだ一部回答待ちの自治体もあるが、集計が完了次第提供できるよう準備を進めさせていただく。
委員	民生委員の研修会で浄水場の視察を行った際、自分の地域に浄水場があることや、それが県水であること、どのように管理されているかを知らない参加者がほとんどだった。広報においては、単に値上げの必要性を伝えるだけでなく、施設や老朽化の現状を実感してもらう工夫が必要である。また、特に高齢者層などへ節水や適切な水の使い方を分かりやすく周知・啓発していくことも、値上げへの理解を得る上で重要だと考える。
委員	私も下水道使用料の値上げについて市民から質問を受けた際、「水道料金と下水道使用料がまとめて請求されるため、どこでどれくらい値上がりしているのか分かりにくい」という声を聞いた。審議会での議論を通じて、設備更新の必要性や将来世代への負担軽減のため値上げが避けられない点は理解しているが、一般市民や町内会の方々へ詳細な資料を配布するだけでは「理屈は分かっても納得はできない」という感情が残ると思う。 また、今回の資料を拝見すると、初めから「４５％の改定ありき」で議論が進められているような印象を受けた。その後さらに１５％上がるとなると、合計で大幅な値上げとなる。例えば３０％や４０％といった複数のシミュレーションを提示した上で議論するのが、本来の経営審議会の役割ではないかと感じた。
事務局	周知方法については、以前自治会等の依頼で出前講座を実施し、実験などを交えて上下水道の仕組みを説明した事例がある。そうした取り組みを再度検討し、市民の皆様に現状をご理解いただけるよう努めていく。 また、「４５％ありきではないか」とのご指摘については、次回の審議会に向けて複数のシミュレーションや代替案を提示できるよう検討を進めさせていただく。

委員	資料４の県内市の水道料金比較について、料金が低い自治体と高い自治体がある要因について、参考までに分析していただけないか。また、県水の単価が一律である理由についても確認をお願いしたい。スケールメリットを考慮すると規模の大きい自治体の方が安くなる印象があるが、川口市などが高い方に位置している点も含め、調査をお願いしたい。
事務局	現時点でお答えできる情報が少ないため、次回までに確認・調査し、ご報告させていただく。
委員	今回の４５％の改定案のうち、県水値上げによる１６％分はやむを得ないと思うが、残りの２９％である建設改良費分について伺いたい。年間２５億円の建設改良費を今後数年間で５０億円規模に増やす計画とのことだが、現在の人材不足等の課題を考慮した際、市内の水道事業者等のキャパシティとして実際に施工可能な目標なのか。その点は実態を踏まえて議論されているのか。
会長	指摘の通り、更新率を引き上げていく必要がある一方で、施工体制（担い手不足）という実態も懸念されている。この点についても、事務局から次回までに回答を準備していただくということでよいか。
委員	周知活動について、近年は議会で決定した後に事後報告するのではなく、計画立案の段階から現状の課題を共有し、住民との共通理解を形成した上で改定の議論を進める手法が主流となっている。川越市においても、出前講座の実施や審議会の公開など、時間をかけて丁寧に共通理解を深める取り組みを進めていただければと思う。また、水道料金は本来、事業に必要な経費を料金で賄うという原則に基づいている。そのため、「どのような事業計画に基づき、どれだけの経費が必要になるのか」をまず明確に説明することが最も重要と考える。経営戦略に基づく計画であることは理解しているが、具体的な事業計画とそれに伴う経費、そして住民負担のバランスをどのように取るかという点を中心に、この審議会で議論を進めるべきだと考える。
会長	経営戦略や上下水道ビジョンの中で段階的な引き上げの方針が示されているが、具体的な改定率等の数字については、現在の情報のみで議論しても実効性に乏しい部分があるため、事務局は次回までに以下の資料の準備をお願いしたい。 ・段階的な引き上げ等を行った場合の効果や影響（メリット・デメリット等）のシミュレーション

事務局	・他市の料金水準の分析 ・アンケート結果の詳細 これらの資料をご提供いただき、委員の皆様がより深く議論できる環境を整えた上で、次回の審議会に臨みたいと考える。 3 その他 4 閉会 次回の経営審議会の開催について、以下の通り説明した。 第3回経営審議会 日時：令和8年8月20日（木曜日）午後2時 場所：川越市北公民館
-----	--